

大蔵海岸施設の指定管理者候補者について

地方自治法、明石市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、明石市海浜の利用並びに海浜利便施設の設置及び管理に関する条例、明石市立大蔵海岸駐車場の設置及び管理に関する条例、明石市都市公園条例及び明石市立大蔵海岸多目的広場条例に基づき、「公の施設」である大蔵海岸海峡広場、大蔵海岸駐車場、大蔵海岸公園及び明石市立大蔵海岸多目的広場（以下「大蔵海岸施設」という。）について、令和5年4月1日から指定管理者による管理運営を行うため、次のとおり、指定管理者の指定に係る手続を進め、指定管理者候補者を選定した。

なお、指定管理者の指定に際しては、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、以下は、指定をする前段階としての“選定”結果である。

1 指定管理対象施設及び指定期間

(1) 名称及び所在地

①大蔵海岸海峡広場

明石市大蔵海岸通1丁目1番

②大蔵海岸駐車場

明石市大蔵海岸通1丁目4番及び明石市大蔵海岸通2丁目5番

③大蔵海岸公園

明石市大蔵海岸通1丁目地内及び2丁目地内、地先

④明石市立大蔵海岸多目的広場

明石市大蔵海岸通2丁目5番

(2) 指定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

2 指定管理者候補者

(1) 団体名 神戸新聞事業社・兵庫県サッカー協会共同事業体

(2) 団体所在地 (代表団体) 株式会社 神戸新聞事業社 神戸市中央区東川崎町1丁目5番7号 (構成団体) 一般社団法人 兵庫県サッカー協会 神戸市中央区八幡通2丁目1番10号

3 指定管理者が行う業務

- (1) 大蔵海岸施設の利用及びその制限に関する業務
- (2) 大蔵海岸施設の維持管理に関する業務
- (3) 大蔵海岸駐車場の使用料の徴収に関する業務
- (4) 大蔵海岸施設の新たな賑わいを創出し、年間を通じた利用機会の増加につながる取り組みに関する業務
- (5) その他大蔵海岸施設の管理運営に必要な業務

4 指定管理者の指定までの手続き

- (1) 指定管理者の公募 令和4年7月15日 募集要項の公表
明石市ホームページ
- (2) 募集要項の配布期間 令和4年7月15日～8月1日
- (3) 申請受付期間 令和4年8月22日～9月15日
(応募申請1団体)

- | | |
|---------------|--------------------------------|
| (4) 選定委員会 | 1回目 令和4年7月4日
2回目 令和4年10月20日 |
| (5) 選定結果通知発送 | 令和4年11月中旬 |
| (6) 指定議案 | 令和4年12月市議会上程 |
| (7) 指定の通知 | 令和4年12月 |
| (8) 協定の締結 | 令和5年2月～3月 |
| (9) 指定管理者業務開始 | 令和5年4月1日 |

5 応募団体

募集期間終了までに次の応募団体から申請書の提出があった。

No.	団体名	団体の形態	所在地	主たる業種
1	神戸新聞事業社・兵庫県サッカー協会共同事業体	共同事業体		
	株式会社 神戸新聞事業社	株式会社	神戸市	・広告、宣伝、出版、印刷、デザイン等の企画、製作及び広告代理業並びにこれらに関する成果物の販売 ・市場及び広告に関する調査、情報収集、コンサルティング等の各種マーケティング業 ・情報処理サービス業及び情報提供サービス業 ・セールスプロモーション、各種イベント、セミナー等の企画及び運営など
	一般社団法人 兵庫県サッカー協会	一般社団法人	神戸市	・サッカー競技会の開催に関する事業 ・フットサル協議会の開催に関する事業 ・中高年層のサッカー競技会の開催に関する事業 ・サッカーの普及に関する事業 ・サッカー及びフットサル施設等の運営管理に関する事業など

6 指定管理者候補者の選定

(1) 選定の方法

応募団体の選考に当たっては、大蔵海岸施設指定管理者候補者選定委員会を設置し、5人の委員（学識経験者2名、公認会計士1名、利用者代表2名）を委嘱し、委員が応募団体の提出書類、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を、下記評価項目に基づいて審査を実施した。

申請団体の評価を行い、各選定委員の評価点を合計し可否を判定した結果、上記の団体を市長へ推薦した。

この選定委員会からの推薦を受けて、市長が指定管理者候補者として選定した。

(2) 審査の基準

審査に当たっては、明石市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条に定める審査の基準を基に、評価項目及びその配点を設定し評価を行った。

評 価 項 目	評 価
1 運営方針	1 0 点
2 運営体制	1 5 点
3 企画提案事業	3 0 点
4 維持管理及び運営業務	2 5 点
5 その他	1 0 点
6 収支計画	2 0 点
7 経営規模・経営能力	1 0 点
評 価 点 合 計	1 2 0 点

総合評価点 6 0 0 点（1 2 0 点×選定委員 5 人）

7 審査結果の概要

選定委員会による審査の結果は、別紙「指定管理者審査結果一覧表」のとおり。

指定管理者審査結果一覧表（大蔵海岸施設）

評価 順位	団体名	総合評価点 (600点満点)	総 合 コ メ ン ト
1	神戸新聞 事業社・ 兵庫県サ ッカー協 会共同事 業体	4 4 3 点	・応募団体は現在の指定管理者の一者のみであったが、業務全般についての理解度が高く、実績に基づいた堅実性と安定性が評価された。 ・運営方針は、安全安心な事業運営を基本とし、大蔵海岸の特色を生かした全体的にバランスの取れた方向性が示されている。 ・企画提案事業の内容に新規性や斬新さに乏しいが、これまで実施してきた子供向け事業や教育効果の高い事業となっており運営体制にも安定感がある。 ・収支計画について、事業者の経営規模は整っており、事業の継続性に問題はないと考えられる。 ・これからの事業実施にあたっては、提案内容だけにとどまらず、市民ニーズや社会情勢の変化に柔軟に対応した取り組みや新規事業の企画など、次期5年間において新たな挑戦を期待したい。 ・総合評価点600点満点中443点かつ総合評価点の100分の50に達していることから、次期指定管理者候補者として推薦する。